

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

器具及び備品

残存価格を定額とする定額法により償却。

ソフトウェア

残存価格を零とする定額法により償却。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上。

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給する退職金の額、要支給額を計上。

2.法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度

正規職員・業務指定職員について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

(2) 沖縄県社会福祉事業共済会退職共済制度

正規職員、業務指定職員、嘱託職員（事務局長）について、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度に加入している。

3.法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとする。

下記様式については、本会経理規程に定められているものである。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号二様式）

当法人は、事業区分が一つであるため事業区分別内訳表は作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人は、社会福祉事業の拠点区分が一つであるため拠点区分別内訳表は作成していない。

(4) 拠点区分の計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式）

(5) 拠点区分及びサービス区分は次のとおりとする。

・ 沖縄県共同募金会拠点区分

ア 本部サービス区分

イ 寄付金サービス区分

ウ 災害等準備金サービス区分

エ 災害たすけあい義援金サービス区分

4.基本財産の増減の内容及び金額

増減なし

5.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6.担保に供している資産

該当なし

7.有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	2,700,000	2,699,999	1
器具及び備品	1,930,800	1,930,794	6
合計	4,630,800	4,630,793	7

8.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9.関連当事者との取引の内容

該当なし

10.重要な偶発債務

該当なし

11.重要な後発事象

該当なし

12.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし